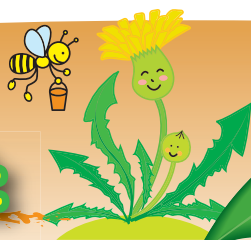




# 沼田市くらしの環境美化条例

条例の趣旨をご理解いただき、みなさまのご協力をお願いいたします。



## ポイ捨ての禁止

## 犬・猫のふんの放置の禁止

公共の場所にごみをポイ捨てすることや、飼い犬や猫のふんを放置する行為を禁止します。



### ●ごみ

たばこの吸い殻、紙くず、チューインガムのかみかす、空き缶・びん、ペットボトル、飲食物の容器包装などをいいます。

### ●公共の場所とは

公園、道路、河川、駅など不特定多数の人が利用・出入りできる場所をいいます。

### ●対象となる人

市民：市内に居住する人、通学や通勤などで市内に滞在する人、旅行者とします。  
事業者：市内で事業活動を行うすべての人としてします。



## 空き地の適正な管理

土地の所有者は、空き地を適正に管理しなければなりません。

### ●土地の所有者

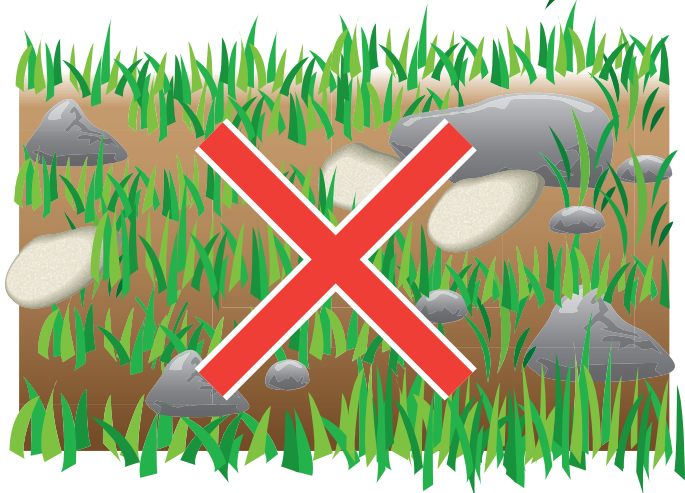
市内に土地を所有、占有、管理する人をいいます。

### ●空地

人が使用していない、または使用していないのと同様の状態にある宅地化された土地をいいます。

### ●適正な管理

適宜除草をして雑草が繁茂しないようにします。物を保管する際には、整理整頓します。ごみが捨てられないようにします。



# 沼田市くらしの環境美化条例制定の趣旨

私たちの住む沼田市は、豊かな自然や美しい景観に恵まれており、先人の方々は、自然から受ける恩恵を大切に、地域の自然環境や景観を保全するとともに、良好な生活環境を維持するための様々な努力をしてきました。このような先人の努力は、現在に生きる私たちも次の世代に引き継いでいく必要があります。

しかし、残念なことに一部の場所では、ごみのポイ捨てやペットのふんが放置されるなど、良好な生活環境が損なわれている実態があります。

そこで、この問題の解決に向け、市・市民・事業者が、一体となって連携・協力してくらしの環境美化を推進し、良好な生活環境の保全に取り組むため条例を制定するものです。

## ●各主体の責務

市民の方……ごみの持ち帰り・適正処理をします。

事業者の方…事業活動を行う場所の環境美化に努め、飲食物販売に際しては、回収容器を設置します。

市……………良好な生活環境を保全するための施策を行います。

## 連携・協力してくらしの環境美化を推進します!



### ◆悪質な場合には…

「禁止行為が繰り返される」、「改善が見られない」など悪質な場合には、市から指導・勧告・命令という手順で改善を促します。

それでもなお改善がされないときには、氏名などの公表、さらに、3万円以下の過料が課せられます。

※ペットの遺棄は、動物愛護法で禁じられていて、違反した場合には50万円以下の罰金が科されます。

お問い合わせ先:沼田市役所環境保全係・廃棄物係 電話23-2111